

国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）第9条第1項の規定により、基準地の単位面積当たりの標準価格を次のとおり判定した。

令和5年9月20日

北海道知事 鈴木 直道

1 価格判定の基準日

令和5年7月1日

2 基準地の所在、基準地の単位面積当たりの価格

「令和5年度北海道地価調査書」のとおり

なお、「令和5年度北海道地価調査書」は、北海道総合政策部計画局土地水対策課及び各総合振興局・振興局地域創生部地域政策課並びに市役所（札幌市においては、区役所を含む。）及び町村役場に備え置いて閲覧に供する。